|  |  |
| --- | --- |
| □直結式スプリンクラー | **条件確約書** |
| □メータユニット　□単式・□複式　　系統 |

年　　月　　日

日立市公営企業管理者　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置設置場所 | 日立市　　　　　町 　　丁目 　　　番　　　　号 　　　　　　　　町　　　　　　　　番地 |
| 給水装置工事申請者（所有者） | 住所 氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号  |

 標記の給水用具の設置にあたり、下記の条件を確約します。

記

**１　直結式スプリンクラー**

　(1)災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、企業局には一切異議は申しません。

　(2)水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、企業局には一切異議は申しません。

　(3)水道直結式スプリンクラー設備に起因する逆流又は漏水が発生し、企業局もしくはその他の使用者に損害を与えた場合は、当方が責任を持って補償します。

　(4)水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、条件付きであることを説明し借家人等に周知了解させます。

　(5)水道直結式スプリンクラー設備が設置された給水装置の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に周知了解させ、この確約書を継承します。

**２　メータユニット**

　(1)メータユニットに起因する漏水等が発生した場合は、速やかに所有者又は使用者の費用負担により修繕します。

　(2)企業局にメータユニット等の補修材料が無いことを理解し、企業局がメータユニットに起因する漏水等に対応できなくても、一切異議は申しません。

　(3)メータユニットが設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、条件付きであることを説明し借家人等に周知了解させます。

　(4)メータユニットが設置された給水装置の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に周知了解させ、この確約書を継承します。